

(広報資料)



オンライン申請で便利になります。

24時間365日、**手続可能!**



令和4年8月2日  
京都市都市計画局

担当 建築指導部建築審査課

電話 075-222-3616

担当 建築指導部建築安全推進課

電話 075-222-3613

## 建築基準法に基づく定期報告の電子申請による受付を開始します

京都市では、京都市建築物安心安全実施計画において「円滑な建築関係手続の推進」を重点施策の一つに掲げ、市民、事業者等の利便性の向上及び行政事務の高度化・効率化を図るため、行政手続のオンライン化を推進しています。

この度、建築基準法に基づく定期報告について、下記のとおり、インターネットを利用した電子申請の受付を開始しますので、お知らせします。

### 記

#### 1 電子申請について

##### (1) 対象となる行政手続

建築基準法第12条第1項及び第3項の規定に基づく建築物、建築設備、防火設備の定期報告（以下「定期報告」という。）

##### (2) 受付を開始する日時

**令和4年9月1日（木）午前0時から**

##### (3) 申請の方法

ア **「京都府・市町村共同電子申請システム」**の専用ホームページからアクセスしてください。電子メールでは受け付けしておりませんので、御注意ください。

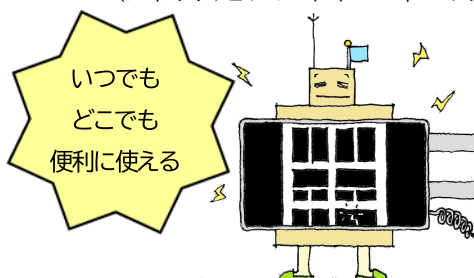
イ 専用の入力支援ファイルを使用して、報告書を作成してください。

ウ 専用ホームページへのアクセス、入力支援ファイル及び報告の手順の説明については、以下のホームページを御覧ください。

#### 【定期報告の電子申請による受付について】

URL：<https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000301596.html>

（公開予定日は令和4年8月29日（月）です。）



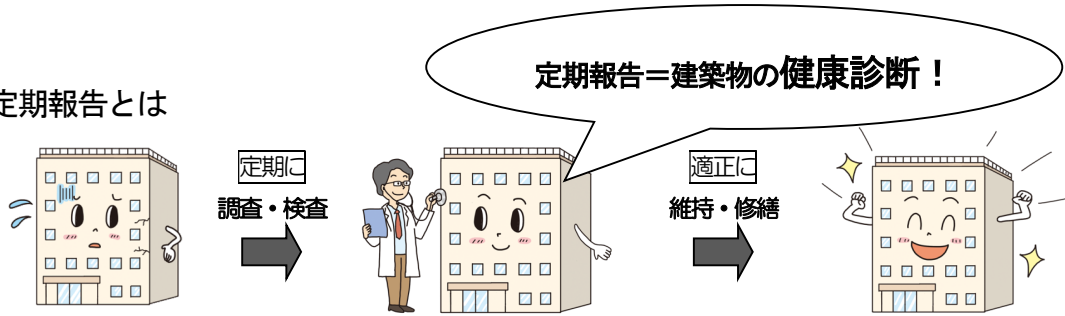
二次元コード読み取りはこちら→

京都市 定期報告制度

検索



## 2 定期報告とは



建築物の健康診断により・・・

- ・施設利用者の安全確保
- ・事件事故の未然防止
- ・不具合や傷みの早期発見

- 誰もが安全に、安心して利用できる建物に
- 建築物の品質・性能を保つことによる資産価値の向上

### 定期報告の対象となる用途一覧

ホテル、旅館
飲食店、遊技場、公衆浴場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、待合、料理店
学校、体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場
劇場、映画館、演芸場、観覧場（屋外に客席を有するものを除く。）、公会堂、集会場
児童福祉施設等（幼保連携型認定こども園を含む。）
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗、展示場
下宿、共同住宅、寄宿舎
病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）
自動車車庫、自動車修理工場、映画スタジオ、テレビスタジオ
事務所その他これに類する用途（当該用途に供する階数が5以上のものに限る。）
前各項に掲げる用途のうち2以上の用途に供するもの

※ 定期報告の対象となるかは、建築物の用途のほか、その規模等により判定します。詳しくは京都市情報館で御確認ください。

【定期報告の対象建築物について】

URL : <https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000285300.html>

二次元コード読み取りはこちら→



## 3 お問合せ先

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 京都市役所 分庁舎2階

### (1) 制度全般・建築物に関すること

京都市都市計画局建築指導部建築安全推進課 安全対策係

電話 075-222-3613

### (2) 防火設備・建築設備に関すること

京都市都市計画局建築指導部建築審査課 設備審査係

電話 075-222-3616